

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)
第38条第2項の規定による監事の意見

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の平成15年10月1日から平成16年3月31日までの平成15年度における財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施した。

その結果は、以下の通りである。

1. 監査の方法の概要

理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事等からの事業の報告を受け、重要文書を閲覧し、大阪国際空港事業本部及び福岡空港事業本部において業務及び会計処理状況を調査し、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行う等必要な監査手続きを実施した。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており適正に表示していると認める。
- (2) 事業報告書は、当独立行政法人の平成15年度の業務運営状況を正しく表示していると認める。
- (3) 決算報告書は、当独立行政法人の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示していると認める。

平成16年6月24日

独立行政法人空港周辺整備機構

監 事 前 田 剛 志 ㊞

監 事 坪 内 隆 ㊞